

長 介 第 967 号
令和3年3月1日

認知症対応型共同生活介護事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

地域密着型サービス外部評価の実施回数適用申請について（通知）

日ごろから、長岡市の介護保険事業に御理解と御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件について、別添「新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱」第3条第2項の要件に該当する事業所は外部評価の実施回数を2年度に1回とすることができます。
については、適用を希望する事業所は、下記のとおり提出してください。

記

1 提出書類

地域密着型サービス外部評価実施回数に関する適用申請書（別紙1）

2 提出期限

- (1) 2月末までに外部評価結果の通知を受けた事業所
令和3年3月31日(水曜日)
- (2) 3月以降に外部評価結果の通知を受けた事業所
評価結果確定の通知を受けてから1か月を経過する日

3 提出方法 郵送、メール又は持参

4 提出先 長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係

5 新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例

- (1) 外部評価の取扱いについて
令和3年3月1日付け長介第966号「令和3年度の新型コロナウイルス感染症に係る認知症対応型共同生活介護外部評価実施回数の適用申請の取扱いについて（通知）」を御参照ください。
- (2) 運営推進会議等の取扱いについて
令和3年3月1日付け長介第965号「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の取扱いの変更について（通知）」を御参照ください。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊
電 話：0258-39-2245
F A X：0258-39-2278
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp